

# おひたま市教組情宣

十一月二十一日（木）、さいたま市教組は、さいたま市教育委員会と人事に関する交渉を行いました。市教組からは、島委員長以下十名、教育委員会からは望月教職員課長、川瀬副参事、金子調整幹事が出席しました。交渉の大要は、次の通りです。

**残年数** 一年の七年次  
の人には柔軟に対応

**組合** 七年で異動となつてゐるが、現在七 年次で退職まで残り一年という人が、現任校に留まりたいという希望を持つてゐる場合は認めること。

**異動希望がないし  
一区（市町村）も受  
理する**

調書の記入については、異動地を三つ以上記入するとし、記入がない場合は、「特に意向がないものとして取り扱う」とあるが、「異動地」欄に一ないし二区（市町

こまめに情報提供する  
るよう交換に指導す

**市教委** 例えば、異動が困難な学校名とその理由（親族の子弟がいる）を書くなど、重要なことは書いてほしい。異動を希望する学校名を書いてあつても、一応見るけれども、それに拘束されるものではない。

**特記事項欄には、異動が困難な理由など詳しく書いてほしい**

**市教委** ような指導をしたのか。  
今後も校長会で話します。 言っていない。受け取ります。

**組合** 校長の中に、「異動地欄に二つ以  
しいが、一つとか二つと書いてあれば  
それを意向として受理する

村)のみの記入がある場合も認める。」

さいたま市  
教職員組合  
(埼教組)  
TEL 641-6763  
FAX 648-3567  
e-mail  
saitama@kyouin  
ku-net.org  
2004. 10. 25  
(月)  
No. 71

人事調書の記入について 2005年度人事調書
「2」には病気休暇、介護休暇も含まれる。 「3」には病気休職等が該当する。
「現任校における在職状況欄」で1～4に該当し、異動の意向のない者は記入しない。ただし、異動希望のある者は、「異動地」欄に記入する。
1～4に該当し、異動の意向のある者及び5・6に該当する者でも、特記事項欄に1ないし2区（または市町村）以外に異動が困難な理由を記入した場合は、必然的に1ないし2区（または市町村）しか記入できないことになる。
「5及び6の者で」と限定した記述となっていることから、1～4に該当する者で「異動地」について3つ以上記入がない場合、記入のないことをもって白紙委任ということではない。 ただし、「5及び6の者」でも、特記事項欄に1ないし2区（市町村）以外は異動が困難な理由を記入したときは、白紙委任と言うことではない。

内容に特別な限定があるわけではない。いわゆる「特色ある学校づくり」を促進したり、部活動の勝利至上主義につながるような「指導に生かせる項目」を記入するのではなく、教職員としてのごくあたりまえの実践上の事項等を記入する。

吉井委員は「認入」をやくしま受理はす

事務職員・栄養職員については、別様式で「担当業務を行う上で生かせる事項」となっていが、教員と同じように考える。

育児や介護、通勤、健康（通院）上の問題、児童・生徒との関わり、校務運営上異動できないなどの「異動が困難な理由」等、具体的に記入します。

- ・具体的な希望校がある場合、学校名を記入する。
  - ・異動が困難な学校名・区名を記入する。
  - ・市町村転任を希望する者は、希望学校名や異動が困難な学校名を記入する。
  - ・1ないし2区（市町村）の記入の場合、未記入部分が白紙委任ではない旨を記入してもよい。
  - ・希望の順位がある場合は、①等を記入してよい。

**組合** 昨年度、校長から進捗状況をいさい伝えられなかつた人がいる。問題である。異動希望者には、区名などを含め情報を提供すべきだ。

**市教委** 校長に対しても区名は出していい。情報提供は「まめにしたい。(何も話がないという)とはなくしたい。」